

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部施行（第2次施行分）について」の一部改正について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成9年法律第92号）の平成10年4月1日施行分については、平成9年11月4日付け基発第695号、女発第36号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部施行（第2次施行分）について」（以下「解釈通達」という。）により、その趣旨、内容及び取扱いを示し、それに基づく行政指導等を指示してきたところである。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により、別添1のとおり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）が改正され、令和8年10月1日から施行されることに伴い、解釈通達の一部を本日付で別添2の新旧対照表のとおり改め、令和8年10月1日から適用することとしたので、その円滑な実施を図るよう配慮されたい。

○ 別添一覧

- ・ 別添1 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」新旧対照条文（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正に係る部分）
- ・ 別添2 平成9年11月4日付け基発第695号、女発第36号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部施行（第2次施行分）について」新旧対照表